

## 令和6年度 第1回秋葉区自治協議会委員推薦会議 会議概要

- 1 日 時 令和6年 11 月 20 日(水) 午後2時00分～午後3時00分
- 2 会 場 秋葉区役所3階ミーティングルーム
- 3 出席者 委員(名簿順)  
小山委員(座長)、荒井委員、佐藤委員、坂口委員、板井委員、稲垣委員、  
五十嵐委員 計7名(欠席 加納委員、今井委員、斎藤委員 計3名)  
事務局 地域総務課職員3名

## 4 内 容

## (1)開会

## (2)協議題

秋葉区自治協議会委員の改選について協議し、次のとおり決定しました。

## ア 委員数、委員構成、公募委員数、再任回数上限について

- ・全体の構成を検討した結果、1号委員 11 名、2号委員 8 名、3号委員 11 名(うち有識者 3 名、公募 4 名、その他 4 名)の合計 30 名とする。
- ・各選出団体へは、今後事務局から推薦依頼をお願いする。
- ・現在、委員を選出している公共的団体等からの選出が困難となった場合には、事務局から同分野の団体に委員選出を依頼してもらうことにする。
- ・公募委員について、委員枠を増やすことができないかということ、また公募の任期が短いのではないかと、という意見が出た。
- ・公募の任期について、再選は 1 回までで 2 期 4 年までという任期の撤廃をすることができないか、という意見が出た。
- ・委員の任期は、今期まで再任が 2 回までとなっていたが、すでに条例では委員の任期の上限が撤廃されており、「新潟市自治協議会運営指針」においても、委員は任期の上限がなく、再任ができることが明記されている。人材確保の課題等があることを踏まえ、次期からは再任の上限を無くすることとした。ただし、公募委員についてはより多くの区民から区政に参画してもらうため、再任回数1回(通算在任期間4年)を維持する。
- ・3 号委員の「その他」で大学生枠を設けるということで決まった。

## イ 公募委員の選考について

選考方法は、作文と活動歴の審査とする。募集期間は、令和6年 12 月 15 日(日)～令和7年 1 月 20 日までとし、秋葉区役所だより 12 月 15 日号、市ホームページ、区広報課管理の各種 SNS への掲載及び区役所・出張所等への掲示により周知を図ることとする。

## (3)その他

第2回推薦会議について、公募委員応募締め切り後の2月中旬開催予定。

## (4)閉会

## 推薦会議の役割について

【 役割 】推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。  
(秋葉区自治協議会委員推薦会議運営要綱 第5条)

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 第1号委員（地域コミュニティ協議会選出）及び第2号委員（公共的団体選出）並びに第3号委員（区長が必要と認めた者）のうち、第2号委員を選出する団体を選考すること。
- (4) 第3号委員に該当する委員候補者を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。



区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第3条第4項)



区長は、委員の推薦にあたっては、上記の選出手続を経たうえで行うものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第2条)

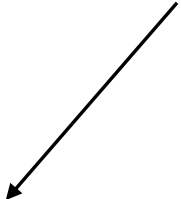
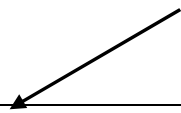


市長は、区長が推薦した者を委員として委嘱する。

(新潟市区自治協議会条例第2条第2項)

秋葉区自治協議会 第10期委員改選スケジュール

資料2-3

|          | 自治協議会                                                                               | 推薦会議                                                      | 事務局                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 11/20(火) |    | 第1回推薦会議<br>・委員構成、公募委員の人数、再任回数上限について<br>・公募委員の募集及び選考方法について |                                       |
| 11/26(火) | 第7回自治協議会<br>・推薦会議結果を報告                                                              |                                                           |                                       |
| 12/15(日) |                                                                                     |                                                           | ・委員公募について区だより等掲載<br>・公募委員受付開始         |
| 12/24(火) | 第8回自治協議会                                                                            |                                                           |                                       |
| 1/上旬～    |                                                                                     |                                                           | ・団体に推薦依頼(第1号・2号委員)<br>・識者に就任依頼(第3号委員) |
| 1/20(月)  |                                                                                     |                                                           | ・公募締切                                 |
| 1/28(火)  | 第9回自治協議会                                                                            | (委員による採点期間)                                               |                                       |
| 2/中旬     |   | 第2回推薦会議<br>・公募委員の選考について<br>・公募以外の委員の選考について                |                                       |
| 2/25(火)  | 第10回自治協議会<br>・委員候補者を審議、議決                                                           |                                                           | ・市長への推薦手続                             |
| 3月中旬     |  | 第3回推薦会議<br>・公募委員の選考について<br>・公募以外の委員の選考について                |                                       |
| 3/25(火)  | 第11回自治協議会<br>・委員候補者を審議、議決                                                           |                                                           | ・市長への推薦手続                             |

※ .....部は、必要に応じて実施します。

## 第 10 期 秋葉区自治協議会 委員数、委員構成、任期について

|                                |                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員数                            | 30 名以内<br>(新潟市区自治協議会条例による)                                                               |
| 公募委員                           | 4 名以内<br>(秋葉区自治協議会の委員の公募に関する要領による)                                                       |
| 委員構成                           |                                                                                          |
| 第 1 号委員                        | 11 名 (区内すべての地域コミュニティ協議会)                                                                 |
| 第 2 号委員                        | 8 名 (区内で公共的な活動を営む団体)<br>※選出団体 (案) 資料 3-2 のとおり<br>※団体からの委員選出が困難な場合は、事務局が同分野の団体に委員選出を依頼する。 |
| 第 3 号委員                        | 11 名 (区長が必要と認めた者)<br>有識者 3 名、公募 4 名、その他 4 名                                              |
| 各号委員の再任回数上限                    |                                                                                          |
| 「新潟市区自治協議会運営指針」に基づき、下記のとおりとする。 |                                                                                          |
| 第 1 号委員                        | 上限なし                                                                                     |
| 第 2 号委員                        | 上限なし                                                                                     |
| 第 3 号委員                        | 上限なし<br>ただし、公募委員は 1 回 (通算 4 年) とする。                                                      |

## 第2号委員 選出団体

| 委員資格及び<br>委員選出の際の留意事項等                                                                                                                                                                                                                            | 第10期 委員構成                   |       | 現行                          |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                   | (令和7年度～令和8年度)               | 委員数   | (令和5年度～令和6年度)               | 委員数   |
| (第1号委員)<br>地域コミュニティ協議会の選出者<br>区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。                                                                                                                                                                                       | 【選出団体】                      | 36.7% | 【選出団体】                      | 37.9% |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 区内全コミ協                      | 11    | 区内全コミ協                      | 11    |
| (第2号委員)<br>公共的団体等の選出者<br>区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。<br>なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。                                                                                                                                                               | 【選出団体】                      | 26.7% | 【選出団体】                      | 27.6% |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 新津商工会議所                     | 8     | 新津商工会議所                     | 8     |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 新潟薬科大学                      |       | 新潟薬科大学                      |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 特定非営利活動法人<br>ディンプルアイランド     |       | 特定非営利活動法人<br>ディンプルアイランド     |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 新津青年会議所                     |       | 新津青年会議所                     |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 秋葉区スポーツ協会                   |       | 秋葉区スポーツ協会                   |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 秋葉区文化振興協会                   |       | 秋葉区文化振興協会                   |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会            |       | 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会            |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 秋葉区社会福祉協議会                  |       | 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会            |       |
| (第3号委員)<br>その他区長が必要と認めた者<br>区自治協議会推薦会議において、特に委員候補者として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、区長が推薦したものをいう。<br>区内(ただし、区長が特に認める場合は市内)に住所を有する個人<br><br>・有識者<br>大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等 | 【構成委員】                      | 10.0% | 【構成委員】                      | 10.3% |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 中島 純<br>(新潟経営大学)            | 3     | 中島 純<br>(新潟経営大学 教授)         | 3     |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 渡邊 彩<br>(新潟中央短期大学)          |       | 渡邊 彩<br>(新潟中央短期大学 講師)       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 山崎 美絵<br>(金津中学地域教育コーディネーター) |       | 山崎 美絵<br>(金津中学地域教育コーディネーター) |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   |                             |       |                             |       |
| ・公募による者<br>区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。                                                                                                                                                                                       | 【構成委員】                      | 13.3% | 【構成委員】                      | 13.8% |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇 〇〇                       | 4     | 五十嵐 幸子                      | 4     |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇 〇〇                       |       | 田中 美央                       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇 〇〇                       |       | 平田 洋子                       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇 〇〇                       |       | 古川 綾子                       |       |
| ・その他<br>公民館などで実施している人財育成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者 等                                                                                                                                                                          | 【構成委員】                      | 13.3% | 【構成委員】                      | 10.3% |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | まちの茶の間だんだん嶋岡                | 4     | まちの茶の間だんだん嶋岡                | 3     |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 新潟かがやき農業協同組合                |       | 新潟かがやき農業協同組合                |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | にいつまちづくり会議                  |       | にいつまちづくり会議                  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 大学生                         |       |                             |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                   | 計                           | 30    | 計                           | 29    |

※ 秋葉区自治協議会の委員の上限数 30名

[illegible]

## 公募委員の募集及び選考について

### 1 募集期間

令和6年12月15日(日)から令和7年1月20日(月)午後5時必着

### 2 周知方法

- ①秋葉区役所だより12月15日号に公募委員の募集案内を掲載する。
- ②秋葉区ホームページ、アキハスムフェイスブックに募集案内を掲載する。
- ③市役所、区役所、出張所に募集案内を掲示する。

### 3 選考方法

作文と活動歴を別紙評価表により審査する。

### 4 作文のテーマについて

下記の3つのテーマの中から1つ選択する。(800字以上1,200字以内厳守)

- ①「私が考える秋葉区の宝物(地域資源)の活かし方と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ②「秋葉区の課題と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ③「秋葉区のまちづくりと自治協議会委員として取り組みたいこと」